

令和7年度 飯南町企業等魅力紹介ガイドブック制作業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

このガイドブックは、本町にある企業や本町で働く人を魅力的に紹介することにより、若者の町内就職を促すことを目的として制作するものである。

本実施要領は、ガイドブック制作にあたり、公募型プロポーザルを実施するための必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 飯南町企業等魅力紹介ガイドブック制作業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

(4) 提案上限額

3,000,000円(税込み)

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 飯南町より指名停止措置(入札参加停止措置)を受けていないこと。
- (2) 地方自治施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者あること。
- (5) 自己または自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当しないこと。また次の事項に掲げる者が経営に関与していないこと。
 - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - ③ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - ④ 暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団密接関係者
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
 - ⑥ 飯南町長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

(6)本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

(7)本業務を一括再委託しない者であること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

(8)その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4. 業者選定方法

第1次選考及び第2次選考により委託業者を選考する。

(1)第1次選考(書類による審査)

①選考方法・基準

・提出された企画提案書等を審査し、上位2～3社を選考する。

②質疑等

・質疑がある場合は、質疑書(様式2)をメールにて提出すること。

・質疑書提出期限 令和7年8月22日(金)17時まで

・質疑回答日(最終) 令和7年8月25日(月)

・質疑用メールアドレス teiju-center@iinan.jp

※メールの表題は「企業ガイドブック策定業務質疑について」としてください。

③提出物(各1部)

・参加表明書(様式1)

・企画提案書等

・会社概要等

・見積書

④提出期限

・令和7年8月29日(金)必着

⑤提出方法

・持参又は郵送

⑥提出先

飯南町まちづくり推進課 定住担当

(2)第2次選考(プレゼンテーション・ヒアリングによる審査)

第1次選考を通過した者のみ第2次選考を実施する。

①実施日 令和7年9月10日(水)

②実施場所 飯南町役場本庁舎

③時間配分 準備(5分以内)

プレゼンテーション(15分以内)

ヒアリング(10分以内)

④審査方法

- ・審査は、プレゼンテーション及びヒアリングの評価により審査員が行う。プレゼンテーション、ヒアリングは非公開とする。
- ・書類による評価や提案書の評価等は、「審査の評価項目」に基づき行う。
- ・審査は、書類による評価と提案内容による評価等を総合的に審査し、受託者を選定する。
- ・虚偽の記載があると判断された場合は失格とする。

審査の評価項目

評価項目	評価事項
1. 参加者の能力	業務実績、繁忙度、取組体制
2. 参加者の対応 (実施方針、取組体制及び提案等)	(1)基本的な考え方(実施内容の妥当性) (2)業務への取組意欲 (3)業務の理解度 (4)提案の的確性・独創性・実現性・企画力
3. 見積書	見積額の価格評価

5. 実施スケジュール

項 目	期 日
実施要領等の公表	令和7年8月 5日(火)
質疑書提出期限	令和7年8月22日(金)17時まで
質疑回答日(最終)	令和7年8月25日(月)
第1次選考書類提出期限	令和7年8月29日(金)
第1次選考結果の通知	令和7年9月上旬
第2次選考実施日	令和7年9月10日(水)
第2次選考結果の通知	令和7年9月中旬
業務委託契約の締結	令和7年9月中旬予定

6. 業務委託契約の締結

審査員は、選定した最優秀者を町長に報告し、町長は報告書を参考にして、本業務に係る随意契約の相手方を決定する。ただし、不調となった場合は、次点者を相手方とする。

7. その他留意事項

- (1)業務内容が極端に逸脱せず、本業務が効率的かつ効果的に達成できるものであれば、提案できる内容を企画提案書に追記しても差し支えないものとする。
- (2)参加表明書等の提出書類に不備のあった者又は提出期限に遅れた者は失格とする。
- (3)参加表明書等の作成並びに提出に要する費用や旅費等は、提出者の負担とする。
- (4)提出された参加表明書等は返却しない。
- (5)参加表明書等に記載された者が本業務を遂行するものとし、特別な理由があると認めた場合を除き、交代できないものとする。
- (6)プレゼンテーション資料を作成するにあたり、他者の協力を得た場合はその旨記載すること。

(7)審査に係る電話等による問い合わせには応じない。

(8)審査に対する異議を申し立てることはできない。

8. 担当部署(書類提出・問合せ先)

飯南町まちづくり推進課 定住担当

〒690-3513

島根県飯石郡飯南町下赤名880番地

電話:0854-76-2864 FAX:0854-76-2221

Mail: teiju-center@iinan.jp